

2004年12月16日

各 位

会社名 杏林製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 荻原郁夫
(コード番号 4560 東証 第1部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 穂川 稔
(電話 03-3293-3414)

退職年金制度の再構築について

杏林製薬株式会社(社長:荻原郁夫)は、確定拠出年金法の施行に伴い、従来の退職一時金制度と厚生年金基金制度について見直し、2005年1月より確定拠出年金及び新たな確定給付年金からなる新退職年金制度に移行することにいたしました。

当社は、1968年に「杏林厚生年金基金」を設立し、国の厚生年金を一部代行して運用するとともに基金独自の年金支給を行い、1990年からは退職金の一部を加算年金とする現行の仕組みを導入し、社員の退職後の経済支援を行ってまいりました。更に、不透明な経済情勢下、企業の将来の収益リスク抑制や多様化する社員のライフスタイルへの対応のため、2003年8月に杏林厚生年金基金の代行部分(将来分)を返上し、この度、加算年金給付利率の引き下げ(5.5%から3.0%へ)を含めた新退職年金制度に移行いたします。

新退職年金制度では、退職一時金制度の一部を社員の自己判断により確定拠出年金ないしは前払い退職金のいずれかとして選択することのできる確定拠出年金、及び終身年金(第一年金)と有期年金(第二年金)からなる新たな確定給付年金を導入いたします。

なお、本移行に関しては、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会2002年1月31日企業会計基準適用指針第1号)を適用する予定です。この結果、終了する退職一時金制度の一部に係わる退職給付債務とその減少分相当額の支払額等との差額 約16億円を特別損失として計上する見込みです。

また、上記制度の導入に伴い、年金資産の積立不足の一括拠出が新制度への移行時のみ認められることから財務上・税務上の諸要因を勘案し、年金資産の積立不足額として約95億円を一括拠出する予定です。これにより、当社は年金基金財政の健全化やバランスシートのスリム化による総資本利益率(ROA)の向上が図られるものと考えております。

なお、上記の特別損失計上見込み額及び年金資産積立不足額は現時点での推計値であり制度移行時までの状況変化により変動する可能性があります。

以 上